

出資証券発行の廃止について（お知らせ）

平素は当組合の事業をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、組合員のみなさまからお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、令和元年5月1日をもって出資証券の発行を廃止し、毎年、「出資残高通知書」により出資金残高をお知らせしご確認いただく方式に変更することになりました。

つきましては、今後の取扱いは下記のとおりとさせていただきますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施時期について

令和元年5月1日より

2. 現行出資証券の扱いについて

現在お持ちの出資証券は平成31年4月末をもって効力は失われますが、出資金ならびに組合員としての権利等については何ら変わるものではありません。

出資金の残高管理については、電子システムにおいて厳格に行ってまいりますのでご安心ください。

尚、現在お持ちの出資証券は、返却する必要はございませんが、相続・名義変更などのお手続の際に支店窓口にお持ちいただければ回収させていただきます。

3. 出資証券廃止後の対応について

- (1) 新規ご加入・譲渡・相続時などのお手続の際は、「出資証明書」を作成し組合員さまに交付することで取引内容を通知いたします。
- (2) 出資金額は、毎年7月に送付させていただく「配当金支払通知書および出資残高通知書」にて出資金残高をご確認していただくことができます。
- (3) 組合員さまからご依頼があった場合は、これまでどおり「出資金残高証明書」を発行させていただきます。

4. 問い合わせ先について

ご不明な点等ございましたら、当JA各金融支店までお問い合わせください。

以上